

# 外国人登録法は廃止になります

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

# 外国人住民の 住民基本台帳制度が スタートします!!

7月9日  
施行



## 住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項

下の表に記載されている4つの区分に該当するかたで、住所を有する外国人については住民票を作成することになります(観光などの短期滞在者などは除く)。また、住民票には、日本人と同様に右記の項目が記載されます。

①氏名・世帯主の氏名及び続柄②出生の年月日③男女の別④住所⑤国民健康保険や国民年金などの被保険者に関する事項などです。その他、外国人住民特有の記載として、「①国籍・地域②外国人住民となった年月日」があります。さらに、各区分に応じてそれぞれ下記の事項が記載されます。

対象区分	対象者の内容	記載事項
中長期在留者 (在留カード交付対象者)	3ヶ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定されたかた以外の外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号</li> <li>中長期在留者であること</li> </ul>
特別永住者 特別永住者証明書交付対象者	入管特例法により定められている特別永住者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</li> <li>特別永住者であること</li> </ul>
一時庇護許可者 または 仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮にわが国に滞在することを許可された外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</li> <li>一時庇護許可者または仮滞在許可者であること</li> </ul>
出生による経過滞在者 または 国籍喪失による経過滞在者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失であるかた(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者であること</li> </ul>

※外国人登録法において登録事項とされていた国籍の属する国における住所または居所、出生地、職業、旅券番号などの情報は住民票には記載されません。

## 総務省 外国人住民基本台帳電話相談窓口(外国人住基センター)からのご案内

外国人住民に関する住民基本台帳制度の電話相談窓口を開設しています。

☎0570-066-630(ナビダイヤル)

☎03-6301-1337(IP電話、PHSからの通話の場合)

お問合せ受付時間 午前8時30分～午後5時30分(土・日・祝日は除きます)

■お問合せ 市民サービス課(内線1722・1724)